

規約

東京都なぎなた連盟

東京都なぎなた連盟規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は東京都なぎなた連盟（以下「連盟」という）と称する。

(事 務 局)

第 2 条 連盟はその事務局を東京都豊島区北大塚2丁目17番12号伊藤ビル501号におく。

第 3 条 連盟は東京都のなぎなたアマチュア団体を統轄する団体である。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 連盟はなぎなたの普及・振興を図り心身共に健全な青少年の育成と社会人の体位向上に貢献し併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 連盟は前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) なぎなたの普及・啓蒙及び指導。
- (2) なぎなたの大会・講習会・研究会・練成会・講演会等の開催及び後援。
- (3) なぎなたの段位・級位の審査及び級位の授与。
- (4) なぎなたに関する調査及び研究。
- (5) 加盟団体の助成及び指導。
- (6) なぎなたの古流に関する技術・文献・資料の研究保存。
- (7) 功労者の表彰・優遇及び慶弔。
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 役員・評議員・顧問及び委員

(役員の種類)

第 6 条 連盟に次の役員をおくことができる。

- | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|
| (1) | 名誉会長 | 1 名 | | |
| (2) | 会 長 | 1 名 | | |
| (3) | 副 会 長 | 若干名 | | |
| (4) | 理 事 | 若干名 | 理 事 長 | 1 名 |
| | | | 副理事長 | 若干名 |
| | | | 常任理事 | 若干名 |
| (5) | 監 事 | 2 名 | | |

(役員を選任)

第 7 条 連盟に役員を選出方法は次の通りとし評議員会の承認を得ることとする。

- (1) 会長は理事会において選出する。
- (2) 副会長は理事会に諮って会長が之を委嘱する。
- (3) 理事長・副理事長は理事会において選出し理事となる。
- (4) 常任理事は理事の互選による。
- (5) 理事は所属団体より原則として 1 名選出する。
- (6) 監事は理事会において選出し会長が委嘱する。

(役員の職務権限)

第 8 条 連盟に役員は次の通りとする。

- (1) 会長は連盟を代表し之を整理する。
- (2) イ. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは予め会長のきめた順位により之を代理する。
ロ. 副会長は副会長会を構成し理事会の諮問に応じて助言及び指導を行うことができる。
- (3) 理事長は理事会を代表し業務の企画・立案・実施にあたる。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときは之を代理する。
- (5) 理事は理事会を組織して連盟の業務の議決し執行する。
- (6) 常任理事は連盟の常務を処理する。常任理事の内 1 名は事務局長、2 名は事務

- 担当とし平常事務を処理する。2名は経理相当とし連盟の経理事務を処理する。
- (7) 監事は連盟の経理会計を監査する。

(役員 の 任期)

- 第 9 条 役員の任期は2ヶ年とする。但し再任を妨げない。
- 補欠員の任期は前任者の残存期間とする。
- 役員は任期満了後といえども後任者のあるまではその職務を行わなければならない。

(役員 の 解任)

- 第 10 条 役員がこの連盟の名誉を毀損し又はこの連盟の目的に反する行為を行ったときは理事会及び評議員会の議決により之を解任することが出来る。

(事 務 局)

- 第 11 条 連盟に評議員をおく。
- (1) 評議員は各加盟団体よりそれぞれ2名以内推薦したものを理事会で承認し会長が委嘱する。
- (2) 評議員には第9条を準用する。
- この場合には同条中「役員」とあるのは「評議員」と読みかえるものとする。

(顧 門)

- 第 12 条 連盟に顧問をおくことができる。
- (1) 顧問は理事会の議決を経て会長が之を委嘱する。
- (2) 顧問は会長が必要と認める事項についてその諮問に応じる。

(選考委員・審査員・専門部委員・企画実行委員)

- 第 13 条 連盟には事業遂行上必要に応じて各種の委員をおくことができる。
- (1) 各委員は理事会の議決を経て会長が之を委嘱する。
- (2) 委員には第9条の規定を準用する。
- この場合には同条中「役員」とあるのは「委員」と読みかえるものとする。
- (3) 委員には委員会を組織し専門の事項を処理する。
- (4) 委員会に関する規定は別に定める。

(職 員)

第 14 条 連盟の事務を処理するために職員をおくことができる。

- (1) 職員は会長が任免する。
- (2) 職員は有給とする。
- (3) 職務規定は別に定める

第 4 章 機 関

(機 関)

第 15 条 連盟の次の機関をおく。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 副 会 長 会 | (5) 選 考 委 員 会 |
| (2) 常 任 理 事 会 | (6) 審 査 員 会 |
| (3) 理 事 会 | (7) 専 門 部 委 員 会 |
| (4) 評 議 員 会 | (8) 企画実行委員会 |

第 5 章 会 議

(副 会 長 会)

第 16 条 副会長会は必要と認めたとき会長が招集する。

(理 事 会)

第 17 条 理事会は必要に応じ理事長が招集する。

- (1) 理事会は理事現在数の 3 分の 2 以上出席しなければ会議を開き議事を議決することができない。
- (2) 当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。

(評 議 員 会)

第 18 条 評議員会は会長が招集し年 1 回開催する。

但し会長が必要と認めた場合及び理事の 3 分の 2 以上が必要と認めた場合臨時に招集することができる。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) その他連盟の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項
- (4) 規約の改廃

(選考委員・審査委員会・専門部委員会・企画実行委員会)

第 19 条 上記会議はそれぞれの委員長が招集し随時開催する。

(議 長)

第 20 条 会議の議長は次の通りとする。

- (1) 副会長会の議長は会長が当る。
- (2) 常任理事会の議長は理事長が当る。
- (3) 理事会の議長は理事長が当る。
- (4) 評議委員会の議長は会長が当る。
- (5) 選考委員会の議長は選考委員長が当る。
- (6) 審査委員会の議長は審査員長が当る。
- (7) 専門部委員会の議長は各委員長が当る。
- (8) 企画実行委員会の議長は各実行委員長が当る。

(議 決)

第 21 条 理事・評議委員会の議事はすべての出席者の 3 分の 2 以上をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(議 事 録)

第 22 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 現在員数

- (3) 会議に出席した者の氏名
- (4) 議事の経過要領及び発言者発言の要旨
- (5) 議決事項
- (6) 議事録は事務局において保管する。

第 6 章 加 盟 団 体

(資 格)

第 23 条 各区・市を代表するなぎなた団体でこの連盟の目的事業に賛同し毎年一定の会費を納入する者は理事会の承認を得て加盟団体となることができる。

第 24 条 加盟団体は次のことに関する権利を持つことができる。

- (1) その所属員に対する段位・級位の審査及び級位の授与について申請することができる。
- (2) 連盟主催の大会・講習会・研修会・研究会・練成会・講演会等に参加することができる。
- (3) 規約にもとづいて理事の選出権を有する。
- (4) 必要に応じ審査員・審判員・指導者又は講師の派遣を請求することができる。

(資 格 喪 失)

第 25 条 加盟団体は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱 退
- (2) 団 体 の 解 散
- (3) 除 名

(脱 退)

第 26 条 加盟団体で脱退しようとするものは理由を付して脱退届を提出しなければならない。

(除 名)

第 27 条 加盟団体が次の号に該当するときは理事会の議決を経て会長がこれを除名することができる

- (1) 会費を滞納したとき。
- (2) 連盟の団体として義務に違反したとき。
- (3) 連盟の名誉を傷つけ又は連盟の目的に反する行為のあったとき。

(会 費)

第 28 条 会費は定められた会費を納入しなければならない。
会費に関する規定は別に定める。

第 7 章 賛 助 会 員

(賛 助 会 員)

第 29 条 連盟の目的に賛同し事業を公園するものを賛助会員とする。賛助会員に関する規定は別に定める。

第 8 章 称号・段位及級位

(称 号・段 位)

第 30 条 なぎなたの称号・段位はすべて連盟を通じ財団法人全日本なぎなた連盟に申請し授与されるものとする。

(級 位)

第 31 条 なぎなたの級位は連盟より授与する。但し 3 級までは加盟団体において授与することもできる。
審査規定は別に定める。

第 9 章 会 計

(収 入)

- 第 32 条 連盟経費は会費及びその寄付金その他の収入による。
会費等会計に関する規定は別に定める。

(会 計 年 度)

- 第 33 条 連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(監 査)

- 第 34 条 連盟の収支決算は半年ごとに監事の監査を受けなければならない。会計監査規定は別に定める。

第 10 章 補 則

(規 約 の 改 廃)

- 第 35 条 規約の改廃は評議員会において行う。

(施 行)

- 第 36 条 本規約の平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

施行	昭和 33 年 12 月 13 日	改正	昭和 55 年 4 月 1 日
改正	昭和 41 年 4 月 1 日	〃	昭和 60 年 4 月 1 日
〃	昭和 43 年 4 月 1 日	〃	昭和 63 年 4 月 1 日
〃	昭和 48 年 4 月 22 日	〃	平成 6 年 4 月 1 日
〃	昭和 54 年 4 月 1 日	〃	平成 23 年 4 月 1 日